

## 専門部会規程

- 第1条 この規定は、規約第14条に基づき、本規程を定める。
- 第2条 各部会は、常任理事会の諮問に応じ、所管する専門事項に関し、調査・研究・企画立案・審理する。
- 第3条 各部会は、部長1名、副部長若干名、部員若干名で構成する。
- 第4条 各部の部長と副部長は、常任理事会において会員の中から推薦し、会長が任命する。
- 第5条 各部の部員は、部長が推薦し、会長が委嘱する。
- 第6条 部員の任期は2ヵ年とし再任を妨げない。但し、補欠によって選任された場合は、その前任者の残任期間とする。
- 第7条 部長は、その所管事項を総括処理する。部長に事故ある時は、副部長がその職務を代行する。
- 第8条 部員は、部会の決定に基づき、専門業務に従事する。
- 第9条 各部会は、部長が招集する。部長は、各部会における決議事項を適宜常任理事会に報告しなければならない。
- 第10条 理事長は、必要に応じて合同専門部長会を招集することが出来る。
- 第11条 各部は、次の第12条から第16条までの各事項を処理する。

## 総務部

- 第12条 総務部は、次の各項に関する事項を処理する。
1. 諸会議の準備とその議事録の整備・保存
  2. 本協会の組織並びに運営に関する事
  3. 関係諸団体との連絡調整
  4. 各専門部会の総括と連絡調整
  5. 庶務・渉外に関する事
  6. 予算・決算等に関する事
  7. 資産の管理と保存
  8. その他各部の業務に属さない事項

## 競技部

- 第13条 競技部は、次の各項に関する事項を処理する。
1. 各種競技会の企画・運営に関する事
  2. 競技規則・大会運営規定・組合せ規約・ランキング規定等の整備
  3. 競技記録・ランキング記録の管理保存
  4. 地区代表選手の選抜方法およびランキングの決定
  5. 報道機関への連絡調整
  6. その他競技に関する事

## 強化部

第 14 条 強化部会は、次の各項に関する事項を処理する。

- 1 . 競技力向上と普及振興計画に関すること
- 2 . 講習会、強化練習会、指導者研修会等の企画
- 3 . 指導者の派遣と資質向上に関すること
- 4 . 指導者の資格取得に関すること
- 5 . 地区代表選手・監督の選考に関すること
- 6 . その他選手強化ならびに普及指導に関する事項

## 審判部

第 15 条 審判部会は、次の各項に関する事項を処理する。

- 1 . 公認審判員講習会の企画実施
- 2 . 上級公認審判員等講習会への推薦
- 3 . 公認審判員の資格更新と名簿の整備
- 4 . ルール改正に伴う趣旨の周知徹底
- 5 . 各種大会への審判の派遣および審判員の割当
- 6 . その他審判員の養成と資質向上に関する事項

## ナイター部

第 16 条 ナイター部は、次の各項に関する事項を処理する。

- 1 . ナイター卓球大会（硬式・ラージボール）の企画・運営に関すること
- 2 . ナイター卓球大会の記録の保管に関すること
- 3 . 報道機関への連絡に関すること
- 4 . その他ナイター卓球大会に関すること

## 付則

第 17 条 この規定は、平成 12 年 4 月 22 日より施行するものとし、その改廃については、総会の承認を得なければならぬ。

- ・ 平成 17 年 4 月 24 日一部改正、施行する。
- ・ 平成 20 年 4 月 26 日一部改正、施行する。